この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	受印 `_																			[1	/2]
令和	1 年	月	目				j +)	ŀ	(〒 7	30 -	- 08	43)										
					住所(法)	人の	場合							町7-3 ⁻	1-20	4						
					主た	る事	事 務															
				申			1止 i ナ)	_							(電記	番号)
									(〒 7 広阜				· λ ★ F	⊞7-3′	1-20	4						
					納	税		地	и ш	<i>7</i> (1/4)		- [22,71]	<i>/</i>	-,,, 0	1 20	•						
				請	(7	IJ Ż	j +)	4	タナカ	11 2° 71	l				(電記	番号)
						<i>)</i> /•	, , ,	- 1-	<i>>>></i>	0X ()	<u>'</u>											
					氏 名	又に	ま 名	称	田中	— <u>j</u>	E											
				 者	(7	リ カ	i ナ)	\dashv														
					(法/																	
,	広島西	税終	署長殿		代 表	者		名														
			-6 2/2		法	人	番	号														
	の申請 されま		載した	次の事	事項(◎	印欄) は、	適材	各請求	書発行	宁事 業	(者登	録簿に	ご登載	され	ると	とも	に、	国税	庁ホ・	ームペ	ページで
1 2	申請者 法人(の氏名 人格の	ない社	団等を	を除く。								斤の所	在地								
					登録番								さ表と	れるコ	文字る	ヒが星	具なる	る場合	合がる	ありま	きす。	
					求書発 第 5 条																	
1	※ 当	該申請	青書は.	、所行	現 得税法 日以前に	等の一	一部を	改工	Εする	法律												
					期間の当						なる	場合り	は令系	11 5 年	- 6月	30 ₽])	まで	にこ	の申	請書	を提出
した	場合!	は、原見	則とし	て令	和 5 年 :		日 に ā を提出っ					· \\/ -}- ;	1 古兴	* 0 17	* /\) ~	tt 10		× 1 .1	in ≠. /-	<u> </u>	1 4 4	.) .
+	नीर	.±v.	L .,	\wedge	_ (/)	世明音?	21年山	9 S			業者	:≡ 9 3	0 尹耒	有の区		A .	、 <u>」</u> 税事	NIKL		100	\ /2 0	· / ' ₀
事	業	者	区	分				確記	認」欄を	を記載	して					事業者	に該	当す	る場		、次季	
Δ ∓n	5年9	H 91 H	/#L +> #	41 FIEL (7)	事業者	生の 催記	忍」 欄も	5 記:	載して	くださ	· · · · · ·	詳しく	は記載	或要領*	等を、	二催説	3くだ	さい	·。)	0		
判定	により	月31日 課税事訓 年6月3	養者とた	よる場																		
このなか	申請書を ったこ	と提出す とにつき	ることだ を困難だ	ができ な事情																		
があ	る場合	は、その	り困難な	よ事情																		
税	理	士	署	名	税理 税理		長谷	}/ ÷	会計													
															(電記	番号	08	32	_ 2	272	_ 58	368)
※ 税	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日			年	月	F	通	信	年	Ħ	付 月	印日	確認	
務署		An em		<u></u>			番号				<u></u> 身元	□ <i>¾</i>	¥	確認書類						H ・運転タ		
如理		処 理		年	月 ———	日	確認				確認	 		B 794								
欄	登 録	番号	T		1 1		1	ı	1	1	1											

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 田中 一正	K - 7 - 2								
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。									
事	個 人 番 号									
, 業	* 生 年 月 日 (値	月 日								
者	内 年月日(法人) 年月日(法人) 日 日 日 日 日 日 日 日 日	<u> </u>								
の	容 等 事 業 内 容									
確	■									
認	ようとする事業者 令和 年 月	日								
登 録 要	→ ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 ☑ はい □ いいえ の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ									
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	いいえ								
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して - います。 -									
参										
考										
事										
項										